

## 後期高齢者医療制度の 人間ドック受診費用助成

後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合、2万6千円を上限に、受診費用を助成します(年度内1回)。

**対** 4月1日～翌年3月31日に人間ドックを受診した人

**持** 被保険者証、振込先の口座情報がわかるもの、領収書のコピー、検査結果通知書のコピー

**場・問** 保険課

**TEL** 06・6992・1545

**問** 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課

**TEL** 06・4790・2031

## 国民年金保険料の引き上げ

令和3年度分の定額保険料は、前年度より70円引き上げられて、月額1万6千610円になります。

なお、付加保険料は従来どおり月額400円です。

## 国民年金保険料免除・納付猶予

国民年金制度は、20歳～60歳までの40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用してください。

保険料の免除には、「全額免除」「4分

の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、50歳未満の人については、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

免除・納付猶予申請は、申請月から2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

▽免除は、申請期間に対応する本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づきます。また、納付猶予は申請期間に対応する本人および配偶者の前年所得に基づきます。審査は日本年金機構で行いますが、承認されない場合があります。

▽本人、配偶者および世帯主が離職などに該当する場合は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しを添付してください。

▽一部免除が認められても残りの保険料を納められると未納扱いになり、年金受給資格期間には算入されません。一部免除が認められた残りの保険料は必ず納付してください。

▽一部免除期間の老齢基礎年金額は、全額を納めた場合に比べ減額されます。

また、「納付猶予」された期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

## 国民年金保険料学生納付特例

大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校など(専門・専修学校については、対象校にならない場合あり)の20

## 福祉医療について

4月1日から精神病床への入院が福祉医療の助成対象となります

重度障がい者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療の医療証をお持ちの全ての人が精神病床への入院助成対象となります。詳しくは各医療担当課まで問い合わせください。

▽重度障がい者医療

**問** 障がい福祉課

**TEL** 06・6992・1630

**FAX** 06・6991・2494

▽ひとり親家庭医療および子ども医療

**問** 子育て支援政策課

**TEL** 06・6992・1647

**FAX** 06・6992・1400

## 還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどの自動現金預払機(ATM)に誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで、市民の皆さんに電話で自動現金預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

**問** 保険課

**TEL** 06・6992・1545

## 納付はお済みですか 保険料を滞納している人へ

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納期限までに納付している人の公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。

早めに相談してください。

**問** 保険収納課

**TEL** 06・6992・1537・1538

とが必要となっています。

4月は、社会人としてスタートする人や人事異動などで新たな場所勤務する人がおり、人事の配置が大きく変わります。今まで築かれてきた自主防火・防災力を落とさないためにも、左の項目について施設の防火防災教育を行います。

▽火災予防の基礎

▽作業等の安全管理

▽震災対策

▽各自の役割と責任

▽消防用設備などの取り扱い

火災を防止するためには消防署だけでなく、皆さんの協力が必要不可欠です。定期的な教育や消防訓練を実施しましょう。

**問** 守口市門真市消防組合消防本部予防課

**TEL** 06・6906・1302

## 守口市門真市消防組合議会 定例会の会議結果について

令和2年12月25日に守口市門真市消防組合議会定例会が開催され、監査委員の選任をはじめ、専決処分の報告、令和元年度歳入歳出決算、条例および工事請負契約の変更がそれぞれ同意、承認、認定および可決されました。

議事録は守口市門真市消防組合ホームページをご覧ください。

**問** 守口市門真市消防組合消防本部

**TEL** 06・6906・1123

**総務課**

## 狭い道路や消火栓付近の駐車はやめましょう

狭い道路や消火栓付近に車を駐車していると、消防車や救急車の走行の妨げになり、災害現場までの到着が

歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

▽猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

▽申請には、学生証(コピー可)・年金手帳を持参し、「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。

なお、年度ごとに申請が必要になりますので注意してください。

免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間中に障がいや死亡といった不慮の事態になった場合でも、受給資格があれば、障害基礎年金や遺族年金が支給されます。

また、免除や猶予などを受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(3年度目以降は、経過期間に応じた加算額が上乘せされます)。

**申・問** 総合窓口課・年金担当

**TEL** 06・6992・1524

**問** 守口市年金事務所

**TEL** 06・6992・3031

遅れる場合や、消火栓の使用に支障が出る場合があります。

被害を最小限に抑え、安心して暮らせる町づくりに向け、皆さんのご協力をお願いします。

また、消火栓のふたには黄色のラインで覆われた長方形のものや、消防車のデザインが描かれた丸形のものがあります。

皆さんが普段通っている道路の消火栓を見ているのはいかがでしょうか。

**問** 守口市消防署

**TEL** 06・6993・0119

## 防火・防災教育を実施しましょう

消防法では、一定規模以上の建物に対して防火管理者を選任し、いざ火災や地震などの災害が起こったときに関係者が自主的に消火・通報・避難を迅速に行うことができるよう、管理するこ

## 市民相談(4月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

## 女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)  
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

**予** 人権室に電話で

## 人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

**場** 上記いずれも市役所5階相談室507

**備** 当日直接

## 人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

(1人30分)

**問** 人権室

**TEL** 06-6992-1512

## 生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30

▽毎月第2・4日曜日9:00～13:00

**場** 市役所6階くらしサポートセンター

守口

**TEL** 0800-200-8011

## 介護保険について

▽介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)

**時** 第2水曜日15:30～17:30

(1時間以内)

**場** 市役所1階市民相談室101

**予** 前日までに

**問** くすのき広域連合

**TEL** 06-6995-1516

**問** 同連合守口支所(高齢介護課内)

**TEL** 06-6992-2180